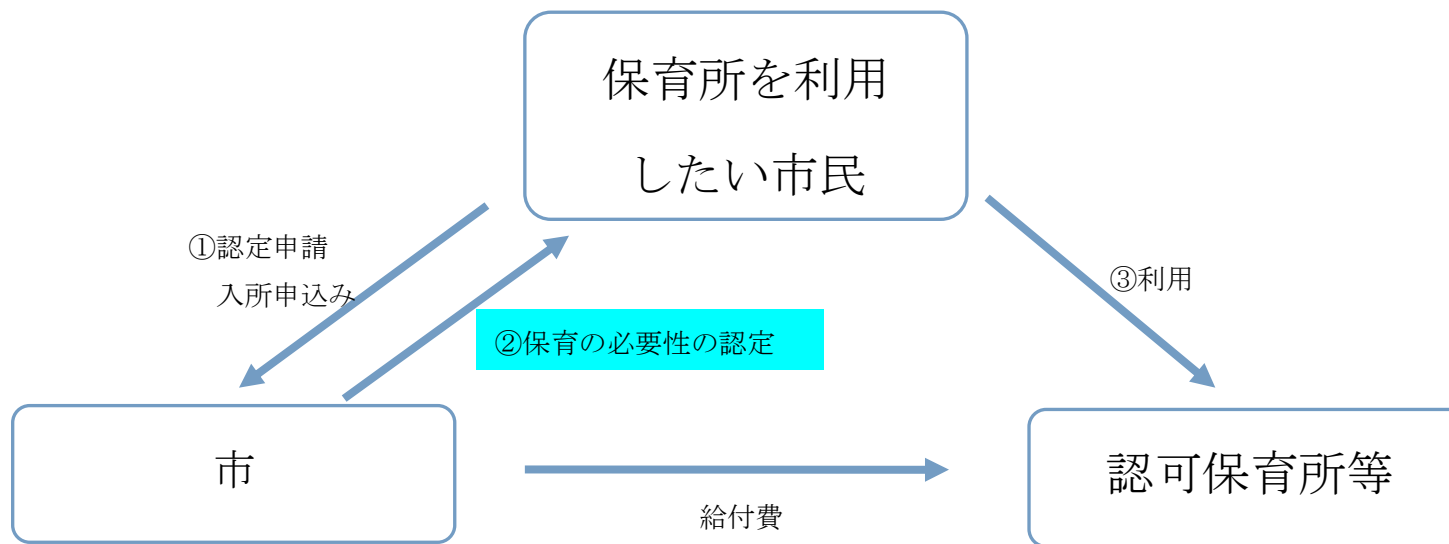


# 保育の必要性の認定について

平成26年7月22日

藤枝市児童課

## 1 保育の必要性の認定



## 2 認定区分

区分	3歳未満児	3歳以上児	利用できる施設・事業
1号認定	—	○	幼稚園、認定こども園
2号認定 (保育認定)	—	○	保育所、認定こども園
3号認定 (保育認定)	○	—	保育所、認定こども園、地域型保育事業

### 3 保育の必要性の事由（対比表）

児童福祉法施行令	藤枝市保育の実施に関する条例	子ども・子育て支援法施行規則
<p>第27条 児童福祉法 24 条第 1 項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 昼間労働することを常態としていること。</p> <p>(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(4) 同居の親族を常時介護していること。</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p>	<p>第 2 条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。</p> <p>(2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</p> <p>(3) 妊娠中又は出産後間がないこと。</p> <p>(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</p> <p>(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p>	<p>子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) <u>1 月において、48 時間から 64 時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。</u></p> <p>(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(4) 同居の親族を常時介護又は看護していること。</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(6) <u>求職活動を継続的に行っていること。</u></p> <p>(7) <u>就学又は職業訓練校等において職業訓練を受けている。</u></p>

児童福祉法施行令	藤枝市保育の実施に関する条例	子ども・子育て支援法施行規則
(6)前各号に類する状態にあること。	(7)市長が認める前各号に類する状態にあること。	<u>(8)虐待やDVのおそれがあると認められること。</u> <u>(9)育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること。</u> (10)前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則により、「藤枝市保育の実施に関する条例」及び「藤枝市保育の実施に関する規則」を廃止し、新たに「藤枝市子ども・子育て支援法施行細則」を制定する。

藤枝市子ども・子育て支援法施行細則において、子ども・子育て支援法施行規則第1号の規定に基づき、本市の保育認定に係る就労時間の下限時間を48時間から64時間までの範囲内で定める。

#### 4 就労時間の下限時間の設定（国の考え方）

区分	保育時間	対象者	就労時間の下限
保育標準時間	1日当たり11時間まで	両親ともフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合を想定	1か月当たり120時間程度
保育短時間	1日当たり8時間まで	両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定	1月において、48時間から64時間までの範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める。

## 5 本市の保育認定に係る就労時間の下限時間（案）

### ①パートタイムでの就労状況

#### 【1週当たりの就労日数】 ※対象者数196人

1日 8人	2日 14人	3日 43人	4日 49人	5日以上 82人
----------	-----------	-----------	-----------	-------------

#### 【1日あたりの就労時間】 ※対象者数196人

2時間 6人	3時間 29人	4時間 56人	5時間 47人	6時間 33人	7時間以上 25人
-----------	------------	------------	------------	------------	--------------

### ②パート就労希望者の状況

#### 【1週当たりの就労希望日数】 ※対象者数69人

2日 3人	3日 24人	4日 22人	5日以上 20人
----------	-----------	-----------	-------------

#### 【1日当たりの就労希望時間】 ※対象者数69人

2時間 1人	3時間 6人	4時間 34人	5時間 25人	6時間以上 3人
-----------	-----------	------------	------------	-------------

### ③就労時間の下限に関する本市の考え方

- ・ 現行は、就労の下限時間を1か月・80時間（1日：4時間、月：20日）以上としている。
- ・ ニーズ調査では、就労状況が「4日／週及び4時間／日」以上から保育ニーズが増加している。
- ・ 就労時間が3時間／日は、保育ニーズよりも幼児教育や保育所での一時預かりを希望している。



本市の保育認定に係る就労時間の下限時間は、64時間とする。